

第 4 章 予 防 計 画

災害対策の究極は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の根幹をなすものである。

予防計画は、災害対策を計画的に推進するための災害予防に必要な事業又は施設の整備に関する計画で、災害予防責任者である市内指定地方行政機関の長、夕張市長及び防災関係機関の長がその実施を図るものとする。

第 1 節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される危険区域の実情を調査し、その結果をもとに施設の整備計画を明らかにする。

第 1 調査対象区域

1. 重要水防区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢流、堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を要する区域。(資料第 12 重要水防区域)

2. 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。(資料第 13 土砂災害警戒区域)

3. 土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所)

降雨、地質等が原因で土砂崩れ、土石流、地すべり等により災害が予想され、警戒を要する区域。(資料第 13 急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所)

4. 土砂災害警戒区域における要配慮者施設は、資料第 13 のとおり。

第 2 調査事項

調査は、次に掲げる事項について行う。

1. 危険区域の現況
2. 予想される被害の規模
3. 法律等における指定状況との関連
4. 防災関係機関における整備計画

第 2 節 水 害 予 防 計 画

第 1 河川の現況

本市は、三方を山岳に囲まれた河川の上流地域にあり、市内を南北に貫流し、江別市付近において石狩川に注ぐ夕張川を主流とし、この夕張川に山峡を縫って多数の河川が流入している。

その夕張川及び支流に沿って Y 字型に集落が形成されており、上流地における特殊性から豪雨時においては、各河川共に急激に増水・はん濫し、短時間のうちに水魔の影響を被るような実情にあるが、過去の災害の実態に鑑み、護岸等水防施設の構築については特に力を注ぎ、災害発生を防ぎ、並びに被害の軽減に努めている。なお、過去の水害の実態に基づき、本市は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 4 条により水防管理団体として道知事の指定を受けたが、当市の実情から水防団は別に設けず、消防機関が水防団の性格も併せて行うものとし、水防に関する計画については、水防法に基づき作成した夕張市水防計画の定めるところによる。

1. 夕 張 川

当市内河川の主流である本河川の南部地区には夕張シューパロダム、下流の清水沢地区に清水沢ダムの施設がある。清水沢ダムは利水ダム（発電、かんがい用）であるが、夕張シューパロダムは、洪水調節を含む多目的ダムであり、豪雨時も、下流に流す水の量を抑えることが可能である。豪雨時には、本河川の管理団体である北海道及びダム管理事務所と連携し警戒体制に万全を期するものとする。

2. ホロカルクキ川

本河川の中流地帯に沿って楓・登川地区に住宅街が形成されていたことから、過去においては、豪雨の都度本河川がはん濫し、大きな被害をもたらしたので、住宅街沿大部分の河岸については、道費により護岸施設が構築された。従って再災害の危険は薄らいではいるが、護岸施設のない楓市街の一部及び夕張川合流点の農耕地一帯については被災のおそれがあり、それぞれ護岸施設及び堤防構築の必要性があるので、北海道に対して、これらの早期実現を要請していくこととする。

3. シホロカベツ川

本市の集落の大部分は、本河川に沿って形成されているため、豪雨時においては、増水・はん濫、あるいは沢水溢水による被害が続出した。このため、昭和 36 年以来護岸施設の構築等の予防措置を講じてきたが、昭和 41 年 8 月の集中豪雨は未曾有の出水となり、住家を主として甚大な被害をもたらしたので、本河川流域に対する防災対策として、恒久的な施設を早急に設置する必要に迫られ、同年以降本河川の管理主体である北海道において、年次計画で災害復旧工事及び災害関連助成工事による護岸施設の新設あるいは改良工事が進められ、昭和 44 年度で完成したことから、本河川流域における水害の発生は殆ど防止されることとなるものである。

なお、残る一部の危険区域は、今後も施設の設置を続けて要請していくこととする。

4. 富野川

阿野呂川の支流である富野川沿いは、農耕地域となっており、昭和 59 年、4.3 kmが一級河川に指定、北海道において年次計画により平成 4 年から河川局部改良工事が進められてきたが、平成 12 年 7 月、豪雨により耕地の冠水被害が発生した。

平成 12 年度以降も引続き河川の拡幅、護岸整備等の河川改修工事が進められ、平成 17 年度に完了し、増水時の流水は安全になり、水害の発生は防止されることとなるが、上流部については豪雨時における警戒体制に万全を期するとともに、常々異常がないか点検し、異常を発見したときは、河川管理者に対し、その改善を要請するものとする。

5. その他の河川（ペンケマヤ川、熊の沢川、その他中小河川、沢）

これらの河川沿いは、いずれも農耕地域となっているが、蛇行著しく、水衝部において、はん濫水による耕地の決壊及び冠水被害が大きいので、逐次護岸施設を構築して被害防止に努めている。また、これらの上流部に設置されている道路及び鉄道のある小河川の管理について、当該箇所暗渠等の作工物については、豪雨時における警戒体制に万全を期するとともに、常々異常がないかを点検し、異常を発見したときは、これら作工物の管理者に対し、その改善を要請するものとする。

第2 重要水防区域

過去の豪雨等による河川のはん濫により災害が発生した流域については、先に重要水防区域として設定し、異常気象時における被害の軽減措置として恒久的予防施設の構築を取り進めた結果、前述のとおり恒久的予防措置事業についてはほぼ完成をみたので、各河川ともに過去の例に示すような大規模な災害の発生はほとんど防止される見通しにあるため、重要水防区域設定の必要性は薄らいだのであるが、山間部としての本市の特殊事情もあるので、箇所毎の重要水防区域の設定はこれを廃し、主要河川については住家及び農耕地の存する流域を、資料第 12 のとおり重要水防区域として設定し、水防上警戒防ぎよに万全を期するものとする。

第3 治山事業

異常な天然現象によって発生した崩壊地、地すべり跡地又は荒廃溪流等は、降水毎にそこから土砂礫を流出し、下流河川の河道に堆積して河積の縮小と河床の上昇を促し、必然的に災害を増大させている。このような災害を未然に防止するため、本市内山林の復旧治山と予防治山を積極的に推進し、災害の未然防止を図る必要があるため、被災源となる箇所の治山事業の実施については、国有林地内は空知森林管理署に、その他の林地内は北海道空知総合振興局に対して早期実施方要請を行うものとする。

第 3 節 雪 害 予 防 計 画

異常降雪等により予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 除雪路線の実施分担

除雪路線は、次の区分けにより実施分担する。

- (1) 国道路線の除雪は、札幌開発建設部岩見沢道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所が行う。
- (3) 市道路線の除雪は、市が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道（株）追分工務所追分管理室が行う。

第 2 除雪機械配置計画

異常降雪時において、迅速的確な除雪を実施し、交通の確保を図るための除雪機械の配置及び作業計画は、概ね資料第 16 のとおりとする。

第 3 なだれ警戒対策

本市は、特殊な地形のため、主要道路が山沿いに数多く形成されている。このため、次の箇所においてなだれの発生が予想されるので、融雪時においては、通行者の注意を促すものとする。

1. なだれ予想箇所

- (1) 道 道（夕張・岩見沢線）市役所付近
- (2) " （ " ）温泉の沢付近
- (3) " （ " ）清水の沢水源地入口付近

第 4 屋根雪おろしの奨励

市民は、異常降雪により危険が予想される場合は、屋根等の雪おろしをするとともに落雪による歩行者の安全確保に努めなければならない。

第 4 節 融 雪 災 害 予 防 計 画

融雪出水による災害予防対策は、本計画の定めるところによる。

第 1 気象情報の把握

融雪期においては、第 3 章 災害情報通信計画の定めるところにより、気象官署等関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の積雪の状況を適確に把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇、気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

第 2 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、がけ崩れの恐れがある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

1. 市及び消防署は、住民の協力を得て、予想される危険地域について随時巡視し、警戒体制をしくものとする。
2. 市及び河川管理者は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険地域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
3. 避難場所を住民に周知徹底するとともに、避難について収容施設の管理者と協議しておくものとする。

第 3 河道内の障害物の除去（側溝排水）

積雪、捨雪及び結氷等により、河道が著しく狭められ、被害の発生が予想される箇所又は流水、障害物による橋梁の流失を防止するため、河川管理関係機関は、融雪出水前に河道内の除雪、砕氷等の障害物の除去に努め、流下能力の確保を図るものとする。

第 4 水防資器材の整備点検

河川管理者及び水防関係機関は、水防活動を迅速かつ効率的に行うため、融雪出水前に水防資材の整備点検を行うとともに、資器材手持業者等と十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

第 5 水防思想の普及徹底

市は、融雪出水に際し、住民の十分な協力により、被害を最小限度に止めるよう、広報手段等により水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第 5 節 土 砂 災 害 の 予 防 計 画

地すべり等による災害予防計画は、本計画の定めるところによる。

また、本市は、山岳丘陵地帯にある関係等から、市内各所で地すべりの現象が生じているが、地すべり・がけ崩れ等及び土石流危険渓流予想区域並びにガス湧出による危険宅地の現況及びその災害防止対策は、資料第 13・資料第 14 のとおりである。

第 1 警戒避難対策

市は、土砂災害警戒情報等により土砂災害の発生が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い、警戒に当るものとする。

災害等が発生するおそれがある場合、区域の居住者への災害に関する情報は、「第 3 章災害情報通信計画」に準じて伝達し、避難については、「第 5 章災害応急対策計画第 4 節避難救出計画」のとおり取り進めるものとする。

第 2 災害防止対策

定期的に点検等を行い、災害防止工事の実施を推進するとともに、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

第 6 節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災から建築物被害を防止するための防火建築等の促進は、本計画の定めるところによる。

1. 本市の建築物の殆どは木造であり、その大半が老朽住宅で占められ、火災発生の悪条件下にあるが、昭和 48 年 2 月 1 日付けで都市計画法に基づく、全市の都市計画区域内における用途地域のうち、商業地域及び近隣商業地域を準防火地域に指定し、その他の用途地域については、平成 12 年 3 月 3 日付けで、建築基準法第 22 条の指定区域を拡大したことから、今後も市内における建築物の防火性能向上を促進するものとする。
2. 既設市街地については、戸建ての住宅等の空き家の増加や老朽化、商店街の空き店舗による空洞化・老朽化が進んでいることから、円滑な災害活動等を推進するため、所有者へ建物の適切な維持管理をお願いするとともに、各種補助制度の活用を促進し、良好な住環境を形成するものとする。
3. 昭和 56 年以前に建築された耐震性能を有さない既存不適格建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の必要性等について、普及・啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる環境整備に努めるものとする。
4. がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域においては、建築物の建築制限を行うとともに、既存住宅については安全な場所への移転促進を図るものとする。

第 7 節 消 防 計 画

この計画は、消防の任務がその施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災その他の災害を防除し、その被害を軽減することにあることから、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運用を定め、地域の災害を予防し、警戒し、及び制圧して、地域住民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るために必要な事項を定めるものとする。

第 1 消防組織及び分掌

火災の予防及び水火災、その他の災害を未然に防止するため、消防組織法第 9 条の規定に基づき、夕張市消防本部、夕張市消防署、夕張市消防団を設置している。その組織及び分掌事務内容は、資料第 17 のとおりである。

第 2 消防力の整備計画

本市の地勢は前述のとおりであるが、特に夕張川及びその支流沿いに点在する平坦地及び丘陵段丘地に集落が散在的に形成され、木造建築密集地域や道路狭隘地域及び一方編集地域(行き止まり)、または傾斜地等によって消防防御活動が困難で、過去においては、別記災害発生記録に示すように大型火災がしばしば発生している。

今日においては、人口の減少や非木造化などの要因もあり、大火災発生件数・規模ともに減少の傾向にあるが、なお予断を許さない状況にある。

予想される災害の規模、態様等に対応できる消防力の増強及び更新等に当っては、整備計画をたて実施するものとする。(資料第 20)

消防施設の現況は、資料第 18 のとおり。

第 3 火災予防計画

地域住民の生命・身体及び財産を火災から保護し、もって公共の福祉の増進に資するため、防災体制の整備を促進し、火災予防対策の強化を図るものとする。

1. 火災予防思想の普及活動

(1) 防火組織の育成指導

民間防火組織である、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、危険物安全協会等の育成指導を積極的に推進し、地域防火組織の充実と住民の防火意識の高揚を図る。

(2) 各種団体の防火指導(町内会、学校、各事業所等)

各種団体の要請により映画会、消火訓練、避難訓練、通報訓練、防火講話等を積極的に推進し、地域住民の防火意識の高揚を図り火災の防止に努める。

2. 消防法に基づく資格者等に対する教育

(1) 防火管理者資格取得に関する講習

防火管理者の資格取得講習会については、近隣消防本部開催の防火管理者講習会を HP で掲載・案内をすることとし、防火管理の重要性や役割を理解して火災等から未然に防ぐ人材育成に努める。

(2) 危険物施設等に対する指導

消防法に基づく危険物製造所等の関係者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

(3) 関係業者等の指導

消防設備士関係、危険物取扱者関係、石油燃焼器具等に関わる者に対し、関係法令の周知徹底及び関係業務の推進を図る。

3. 予防査察

火災予防の徹底を期するため、消防法第4条及び第4条の2により、夕張市火災予防条例に指定する防火対象物並びに一般住宅に立入り、火災予防上必要な検査指導を行い、出火の防止と焼死事故の絶滅を図る。

(1) 定期立入検査

計画的に立入検査を実施し、火災危険の早期発見と除去に努め、出火の防止を図る。

(2) 特別立入検査

火災予防のため特に必要があると認めたときは、当該必要区域の特別立入検査を実施する。

(3) 消防団員の立入検査

火災予防上必要があるときは、当該区域の消防団員による立入検査を実施する。

4. 建築確認の同意

消防法第7条の規定に基づき建築物の同意を行う際、不燃化の促進、災害時の避難設備及び消防用設備設置の推進を図る。

5. 予防広報

予防広報は、次の内容により行うものとする。

(1) 広報紙及び各種新聞等による啓発

(2) チラシ、ステッカー等の配布及びポスター、看板等の掲示

(3) 消防ポンプ自動車等による啓発

第4 火災予警報計画

気象の状況が火災予防上危険であると認めたとき、火災を未然に防止するため、消防法第22条の規定により、火災警報を発令し、出火防止に万全を期する。

1. 火災警報発令基準

(1) 実効湿度60%以下であって、最低湿度が40%以下になり最大風速毎秒10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

2. 警報の伝達

火災警報を発令したとき又は解除したときは、直ちに関係機関及び市民に周知徹底するものとする。

第5 警防計画

災害が発生し、若しくは発生のおそれがあるときは、消防力を合理的に運用できるよう必要な事項を定めるものとする。

1. 調査

災害が発生した場合、消防活動等が迅速かつ効果的に行うことができるよう地形、水利、危険区域等の調査を次の区分により、定期的に行うものとする。

(1) 警防調査

地形、道路、橋梁、及び建築物、工作物の状況その他警防上注意を要する箇所について行う。

(2) 水利調査

消火栓、防火水槽、貯水池、沼、河川、湧水、プールその他消防水利として使用できるものについて行う。

2. 火災出動

火災が発生した場合における出動は、資料第 19 に定めるところによる。

3. 教育訓練

消防職団員は、消防人としての職務と人格の高揚、学術、技能の習得、体力・気力の練成及び規律を保持し、もって能率的な警防活動等を遂行できるよう、教育訓練を計画的に実施するものとする。

第 6 救急救助計画

救助及び救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めながら、医師会等との連携を図り災害現場における被災者の救急救助活動に万全を期するとともに、救命率の向上のため病院前救護の知識・技術を普及する。

1. 応急手当普及啓発活動

家庭・職場等において事故又は急病人が発生した場合、救急隊が現場に到着する前に、その場に居合わせた者により適切な救命処置を施すための応急手当の知識と技術の普及に努める。

2. 119 番通報時における応急手当の口頭指導

救急出動の要請を受けた際、救急隊が現場に到着するまでの間、通信指令員が必要と認めた場合、救命効果の向上を目的に、関係者に対し応急手当の実施方法を口頭指導するものとする。

第 8 節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、避難場所、避難施設の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第 1 避難誘導體制の構築

1. 市は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
2. 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
3. 市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを予め定めるよう促すものとする。
4. 市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 2 避難場所の確保等

1. 市は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、予め当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地は昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。

異常な現象 基準	崖崩れ 土石流 地滑り	大規模な火災	洪水 (※1)	内水氾濫	地震
	居住者等に解放され、居住者等受入用部分(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの (※ 下記 a2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる)				
施設の構造の基準 又は 立地の基準 (A)・(B) いずれかに該当	構造(A) (施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)		施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの	
	立地(B)	異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)		当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない	
安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある					

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道等の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2. 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
3. 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
4. 市は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
5. 市長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 避難所の確保等

1. 市は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、予め

当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定する。

規 模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構 造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立 地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交 通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

2. 市は、主として要配慮者を滞在させることがそうていされるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
3. 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
4. 市は、避難所の指定にあつては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等を予め決定しておく。
 - (2) 特別養護施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所の生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。
 - (3) 学校を避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
5. 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、市長に届け出なければならない。
6. 市は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
7. 市長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第4 避難計画の策定等

1. 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

市は、避難指示（緊急）、避難勧告、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者・支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始について、河川管理者、水防管理者、気象庁等の協力得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる特性を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

2. 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知

市は、住民の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努

めるものとする。

3. 市の避難計画

市は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

- (1) 避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (4) 避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 負傷者に対する応急救護
- (5) 避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (6) 避難に関する広報
 - ア 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む）による周知
 - イ 避難誘導者による現地広報
 - ウ 住民組織を通じた広報

4. 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後では避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。そのため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳など、避難状況を把握することに努めることとする。

第 9 節 避難行動要支援者対策計画

災害時等における避難行動要支援者の安全の確保については、本計画の定めるところによる。

第 1 安全対策

災害発生時には、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）が被害を受ける場合が多いことから、市及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全の確保を図るため、避難支援や安否確認等の必要な措置（以下「避難支援等」という。）の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）等の協力を得ながら、避難行動要支援者の防災体制の整備に努める。

第 2 市の対策

1. 全体計画・地域防災計画の策定

市は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、細目的な部分を含めた全体計画は、本計画の下位計画として別に定める。

2. 避難行動要支援者名簿の作成及び記載事項

市は、避難行動要支援者の避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成する。

名簿に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) その他避難支援等の実施に必要な事項

3. 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次の何れかに該当する在宅者とする。

- (1) 75 歳以上の一人暮らしの者、又は 75 歳以上のみの世帯に属する者
- (2) 介護保険法に規定する要介護 3 以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳 1 級又は 2 級を受けている者
- (4) 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳 A 判定を受けている者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳 1 級を受けている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等を要すると市長が認める者

4. 避難支援等関係者への名簿の提供等

市は、災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、平常時より、情報提供することについて同意を得た避難行動要支援者の名簿情報を提供する。

避難支援等関係者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 夕張市消防本部

- (2) 栗山警察署
 - (3) 民生委員
 - (4) 夕張市社会福祉協議会
 - (5) 自主防災組織
 - (6) その他避難支援等の実施に携わる関係者として市長が認める者
5. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- 市は、名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者を把握するため、市の内部で保有する要介護高齢者や障がい者等の情報を集約する。
6. 名簿の更新
- 市は、避難行動要支援者の新規追加、又は市の内部で保有する情報等により、名簿登載者の死亡や転出等を把握した場合は、適宜、名簿情報を更新し、名簿を最新の状態に保つよう努める。
7. 名簿情報の漏えいを防止するための措置
- 市は、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講じる。
- (1) 民生委員、自主防災組織及びその他避難支援等の実施に携わる関係者への名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域に限り提供する。
 - (2) 基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
 - (3) 名簿は、施錠可能な場所で保管するなど、厳重な保管を行うよう指導する。
 - (4) 名簿は、必要以上に複製しないよう指導する。
 - (5) 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
 - (6) 名簿が必要なくなった際は、速やかに市長に返却するよう指導する。
8. 避難のための情報伝達
- 市は、市計画に基づき避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令・伝達を災害時等において適時適切に発令し、避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難行動要支援者に合った手段による情報伝達に努める。
9. 避難支援等関係者の安全確保
- 市は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮しなければならない。

第3 社会福祉施設等の対策

1. 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要であるため、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

2. 組織体制の整備

施設管理者は、災害時等において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を

整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防署への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から市との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制に努める。

3. 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防署への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、市の指導の下に緊急連絡体制を整える。

4. 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第4 避難行動要支援者の避難行動支援

1. 避難行動要支援者の安否確認

市は、災害発生後、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合は、名簿を有効に活用し、避難支援等関係者と連携を図りながら、避難行動要支援者の安否確認に努める。

2. 避難行動要支援者の避難場所から避難所等への移送

市は、避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所や医療機関等へ移送できるよう、必要な措置を講じる。

3. 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

4. 在宅者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

5. 応援の要請

市は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第5 外国人に対する対策

言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時等に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

1. 多言語による広報の充実

2. 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

第 10 節 食糧等の確保及び防災資機材等の整備計画

市は、災害時において、市民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材の整備に努める。

第 1 食糧の確保

1. 市は、予め食糧関係機関及び保有業者に、流通在庫備蓄の整備を促進し、災害時の食糧確保に努める。
2. 市は、防災週間や防災関連行事を通じ、市民に対し、2～3 日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。

第 2 防災資機材の整備

市は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努めるものとする。

第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止、並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに、地域住民、事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。

第 1 地域住民による自主防災組織

市は、地域毎の自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難の誘導等の防災活動が、効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

第 2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、制度の徹底を図るとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備・強化に努める。

第 3 自主防災組織の編成

自主防災組織は、その機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当っては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

1. 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。
2. 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第 4 自主防災組織の活動

1. 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人一人の日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人一人が適切な行動をとることが出来るように、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。訓練には、個別訓練として通例次のようなものが考えられるが、地域の特性を加味した訓練とする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から、情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消防用器具を使用して、消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難出来るよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、住民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2. 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を、迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提出する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、予め次の事項を決めておくようにする。

ア 連絡をとる防災関係機関

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者ルート

また、避難場所へ避難した後についても地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言蜚語の防止にあたる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ・建物の倒壊などにより、下敷きになった者が発生したときは、市に通報するとともに、二次災害に十分注意し救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

市長から避難勧告・指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導する。

なお、高齢者、障がい者、幼児、病人、その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。

(5) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行なうためには、組織的な活動が必要となるので、市が実施する給水・救援物資の配布活動に協力する。